

## 第35回大阪市屋外広告物審議会 会議録

日 時：平成24年3月19日（月）

午後2時から午後3時47分

場 所：大阪市役所 本庁舎 P1階会議室

出席者：（審議会委員）

舟橋会長、歌委員、大野委員、木多委員、曾和委員、細田委員、梅原委員、悦委員、山崎委員、山崎委員、佐野委員（代理）、加藤委員（代理）

（大阪市側出席者）

廣石建設局管理部長、橋本路政課長、斉藤路上違反物件担当課長、石川路政課長代理、牧田担当係長、櫻井担当係長

### ●橋本路政課長

お待たせいたしました。ただ今から、第35回大阪市屋外広告物審議会を開会させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます 建設局 管理部 路政課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本題に入る前に、まず、傍聴者の方に注意事項を申し上げます。

- ① はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないでください。
- ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないでください。
- ③ 飲食又は喫煙をしないでください。
- ④ 携帯電話などは、受信音等を出さないでください。
- ⑤ 写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
- ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴し、発言、拍手等により公然と意見を表明しないでください。
- ⑦ その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となるような行為をしないでください。

以上の内容に違反されたときは注意を致します。なお、これを改めていただけない場合は退場していただく場合がございます。

それでは初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、議事録作成のため審議会での発言を録音いたしますので、ご了承願います。

次に、本日出席の委員の方々をご紹介します。

ご着席の順にご紹介をいたしますので、お手元の名簿をご参照ください。

なお、前回、昨年３月の審議会以降、新たに、大阪府住宅まちづくり部長の佐野委員、大阪府警察本部生活安全部長の加藤委員に、ご就任いただいておりますのでご報告いたします。

それでは、本日ご出席の委員の方々をご紹介します。

私の正面中央から、

舟橋会長でございます。

会長の右隣りが

大野委員でございます。

会長の左隣りから、

歌委員でございます。

右手奥から

木多委員でございます。

悦委員でございます。

大阪屋外広告美術協同組合の山崎委員でございます。

関西電柱広告連合会の山崎委員でございます。

左手窓側の奥から

曾和委員でございます。

細田委員でございます。

大阪府 佐野委員の代理の大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室  
建築企画課 課長補佐の有田 様でございます。

大阪府警本部 加藤委員の代理の大阪府警察本部 生活安全部  
保安課 課長補佐の島田 様でございます。

なお、梅原委員は所用のため遅れられると聞いております。

また、西川委員、岡委員につきましては、所用のため、ご欠席でございます。

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

建設局管理部長の廣石でございます。

路上違反物件担当課長の斉藤でございます。

路政課長代理の石川でございます。

路政課担当係長の牧田でございます。

路政課担当係長の櫻井でございます。

私は路政課長の橋本でございます。

それでは、冒頭、管理部長の廣石より、ご挨拶申し上げます。

● 廣石管理部長

大阪市 建設局 管理部長の廣石でございます。

本日はご多用中にも関わらず、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本来でございましたら、建設局長が参りまして、ご挨拶申し上げるところでございますが、本日、公務のため、出席することができませんので、私の方からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、本日の審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より、屋外広告物行政を初めとする大阪市政について格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、地域の活性化を目的とした「公共空間の活用」が求められております。その一つとして、地域活性化イベントの開催経費に充当するために、道路空間等にバナー広告を設置することについて、以前より本市に要望が寄せられておりました。加えて本市の厳しい財政状況のもと、維持管理費用を初めとする歳入を確保できないかとの要請も本市関係部局から寄せられております。

従来の屋外広告物行政では、「いかに規制を行うか」ということについて取り組みを進めて参りましたが、地域の活性化などの観点から一定の条件のもとであれば「規制緩和を行う」ことも求められており、大阪市におきましては、この規制緩和について積極的に検討を進めているところでございます。

本審議会におきましては、平成21年3月の審議会において、「公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方」ということで議論を始めていただき、その後も、検討部会や審議会において議論をいただいております。

そして、平成22年4月より始めた社会実験も間もなく2年を迎え、多くの事例も積み重なってきているところでございます。

本日の審議会では2年間のご報告をさせていただくとともに、今後の進め方について、ご意見等を頂戴いたしたいと考えております。

どうぞ、皆様方のご指導お力添えを賜りますように、お願いを申しあげまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

● 橋本路政担当課長

それでは以降の進行につきましては舟橋会長にお願いいたします。

● 舟橋会長

まず、本日の審議会の議事録は後日、大阪市ホームページで公開いたしますので、議事録の確認を委員の輪番でお願いすることとし、今回は大野委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(大野委員 了承)

早速ですが、これより議事に入ります。「公共施設等にかかる屋外広告物掲出の規制緩和について」を議題とし、配付資料に基づき、まず4までについて事務局から説明願います。

● 石川路政課長代理

建設局路政課長代理の石川でございます。規制緩和の社会実験について、これまでの経過から2年間の実績についてご説明いたします。

これまでの公共施設等における屋外広告物の取扱いでは、道路上では突出看板いわゆるビルの袖看板や電柱広告など限定されたもの以外は認めていません。また、市役所本庁舎や区役所庁舎など官公署に該当するものには、選挙公報など公共的な広告物しか掲出することはできません。

しかしながら、屋外広告物行政を取り巻く近年の状況は、公共空間の活用、道路の利活用が国の通達で示されたり、自治体内部からなど多方面からの要請があり、規制を緩和する方向となっています。

こうしたことから、平成21年3月30日の第32回屋外広告物審議会をスタートに3回の検討部会を経て、第33回審議会で、2年間程度、規制緩和についての社会実験を実施することを意見としていただきました。社会実験の実施にあたっては、関係行政機関で審査会を設置した上で実施することとし、その結果を審議会に報告することになっておりました。ここまでが、社会実験に至った経過です。

資料2ページ目から、昨年の第34回屋外広告物審議会での議論と審査会の開催状況をご説明いたします。まず、社会実験の実施内容を事前に審査する広告掲出審査会の開催状況ですが、4の(1)をご覧ください。昨年度は準備会を含めて1年間で6回開催し、今年度は昨年度に一度審議したイベントなどで、問題がないと事務局が判断した案件については、審査会を開催せず持ち回り審査で了解を得る手法をとっていることから、開催が3回となっています。

社会実験を実施して1年後に行われた昨年の屋外広告物審議会では、社会実験の実施状況を報告し、審議会からは「掲出希望の重複や広告意匠のあり方といった課題については、社会実験の中で議論をするように」というご意見をいただきました。

審査実績は、資料1の審査実績一覧表、資料2の広告意匠及び掲出風景のとおりになっていますが、前回審議会以降の昨年1年分を中心に説明します。

資料1の10番以降が平成23年度に実施したイベントに伴う広告です。平成22年度と同様に、御堂筋と道頓堀での実施となっていますが、11番、17番の道頓堀のイベントでは広告が付かなかったため、掲出はありませんでした。イベント自体は、ほぼ定例化しており、13番、15番が新たなイベントとなっています。

掲出された広告は資料2をご覧ください。資料2には掲出風景、また掲出場

所も地図で示してあります。

資料1の2枚目には、掲出された期間がわかるように月単位の表にしております。○で囲ってあるところが、掲出期間の当初希望が重複していたので、調整していただいたところです。

資料3は、アンケート調査結果となっています。なお、このアンケートは審査会事務局がイベント開催者に要請して実施してもらっており、広告についてだけでなくイベントそのものに対する調査とセットになっていることから、広告の意匠や趣旨に関する項目のみとなっています。回答者の年齢や性別など十分に把握できていないことから、サンプルの分析をするまでに至りませんでした。結果は概ね好意的な回答だと思っています。

次に3ページの(3)をご覧ください。社会実験2年目に新たに認められた広告掲出媒体として、資料4の住居表示町名街区案内板があります。前回審議会において検討課題としてご説明いたしましたが、天王寺区役所から実施したいとの申し入れがありましたので、広告料を案内板の維持管理費用に充当することを前提に認めることし、資料5の広告物の基本取り扱い方針に追加いたしました。

広告物の基本取り扱い方針は、社会実験をするにあたっての広告物の設置基準を定めているものです。道路照明等、街路灯・アーケード等、市役所や区役所と3つに分類し、広告の大きさなどを制限しています。今回の住居表示町名街区案内板は、案内板として追加しました。車道に向けて広告を出さない、案内板としての効用を妨げない大きさの広告とすることなどを基準として運用することとしています。

次に、(4) 前回報告した課題のその後の状況についてご説明いたします。

- ①希望が重複した場合の対応につきましては、掲出希望者間でスムーズに調整されています。事務局としては、それぞれのイベント開催時には掲出できるように期間の調整を要請し、掲出者同士の話し合いによって解決されています。
- ②イベント開催場所と広告物の掲出場所との関連性については、掲出希望者に十分理解が得られています。ただし、大阪市として招請した会議などについては、開催場所にかかわらず掲出を認めることとしています。
- ③広告意匠の審査基準の運用については、特段問題となる意匠の掲出はありませんでした。
- ④複数の広告を掲出する場合における広告観のデザインの調和については、掲出者に十分理解されており、問題となるような意匠の掲出はありませんでした。

以上で、規制緩和の経過から社会実験の状況報告までを終わります。

●舟橋会長

ありがとうございました。特段順番はありませんので、ご遠慮なくご質問・

ご意見等をお願いいたします。

●山崎委員（大阪屋外広告美術協同組合）

デザイン・期間等といったそれぞれのデータは出ていますが、経済効果は全体でどれくらいあったのでしょうか。なければやっても意味がないと思います。

●石川路政課長代理

全体でどれ位というのは難しいですが、例えばユニクロですが大丸に入ることでは是非ともということで掲出されましたので、それなりの宣伝効果はあったと思いますが、具体的な金額はわかりません。今回、道頓堀通で2件掲出する予定でありましたが、掲出できなかったという事例もあります。去年は東日本大震災の影響もあり、なかなか広告主を探すのが難しかったと聞いていますが、その中でも広告を掲出しているところもあります。現在、御堂筋で掲出されている「ツタンカメーメン展」の広告でも、それなりの効果が出るものと思います。

●山崎委員（大阪屋外広告美術協同組合）

スポンサー側の効果だけではなく、イベント主催者側の効果についても聞きします。

●牧田担当係長

幾らの収入があったのかということは分かりませんが、道頓堀では数十万円、御堂筋では数百万円がイベント主催者側に入っていると聞いています。イベント主催者側からは非常に感謝しているとの声を直接聞いております。

●石川路政課長代理

イベントの周知という意味では、それなりの数のバナーが掲出されることで周知効果もあるものと考えています。

●牧田担当係長

イベント主催者は、たとえ広告収入がゼロであっても周知バナーを掲出することで自分たちのイベントを広報できるため、それなりの価値があると感じており、なおかつお金も入ってくるということで、二重にトクであると思っておられるようです。

●舟橋会長

大阪市は道路管理者として、御堂筋のバナーについて占用料は取らないのでしょうか。

●石川路政課長代理

御堂筋は4月からは大阪市の管理となりますが、それまでは国の管理となっています。申請者が大阪市又は大阪府の部局となっていることから、占用料は取っていないと聞いており、4月以降も大阪市としては取らない方針で

す。

●舟橋会長

道頓堀は市道であるがこれの扱いはどうか。

●石川路政課長代理

まちづくりに役立てていただく目的、具体的には自転車の撤去やゴミ拾いといったまちづくりの費用に使っていただくことを目的としており、また、イベント開催自体がまちづくりにつながるということからも、今のところ占用料をと取るということは考えていません。

●舟橋会長

資料４と５の住居表示町名街区案内板について、新たに加わったということで、要点だけもう少し詳しく説明をお聞かせ願います。

●石川路政課長代理

案内板は、区役所で設置しているもので、広告料の充当については当該施設の維持管理費用に充当することとなっています。

設置対象は、国、地方公共団体が占有許可を受けている案内板へ添加するもので、広告掲出可能スペースへのシート張り広告等を基本的には想定していません。

申請者は、案内板の占有許可を受けている区役所、設置期間については、案内板が設置されている限りとなっており、案内板自体のやり替えが行われるまでとなっています。

設置場所は、案内板の歩道側の面とし、車道側に向けて掲出しないこと。

広告物は、車道又は歩道に突出して設置しないこととなっており、安全面に配慮しています。また、案内板の効用を妨げないような設置方法とすることとしており、案内板そのものが見にくいとか、わかりにくいといったことのないような掲出方法とすることとしています。

広告物の内容等については、広告物は案内板の本来目的を阻害しない大きさとすることや、案内板利用者が広告物を案内板の内容と誤認することのないような表示とすることや、広告料が当該案内板の維持管理費用等に充当される旨を表示することとしています。

その他の広告物の設置者に広告物等の管理体制・連絡先の提出を求めるといったこと等については、アイウすべてに該当する事項となっています。また、案内板の占有許可が廃止された時は広告物についても占有を廃止する。広告物の掲出を目的とする新たな占有は必要性を勘案して判断することとしています。

案内板そのものや内容の更新にお金がかかるといったことや、汚れたりしたときになかなか補修するお金がないといったことから、広告を付けること

により表示面そのものの更新を図っていかうとするものです。

●舟橋会長

資料4に映っている案内板は、よくまち角で見かけますが、これは区役所が設置しているということでよいのでしょうか。区によってたくさんある区とあまりない区との差があるのか、例えばルールがあって一定の距離ごとに置くということになっているのでしょうか。

●石川路政課長代理

区役所が設置しており、数は区によって違いますが、一定のルールによって設置されています。大もとは市民局の方で、こういうことは最低限度表示しなさいとか、これくらいの数で設置しなさいといったことを決めており、その範囲の中で各区が自主性を持って設置しています。

●舟橋会長

今後広告を付けるということであるが、新たに袖をつけるということですか。

●石川路政課長代理

板面のやり替えのときに、やり替えとセットで空いているスペースに広告を付けるということです。案内板に新たに何かを取り付けるということではありません。

●舟橋会長

板面に広告を付けるということであれば、結局、案内する範囲が小さくなる、もしくは地図の縮尺を変えるという話になりますね。

●石川路政課長代理

板面の表示自体をやり替えて、広告スペースを作るということです。

●舟橋会長

袖を付けるのではなく板面の範囲でやりくりをするということですね。とうことは案内する範囲が小さくなる、もしくは地図の縮尺が変わるといったことが発生せざるを得ないということになりますね。

それともう一つは、全部に同じ広告が付くのでしょうか。それとも1面1面違ったものが出てくる可能性があるのですか。

●牧田担当係長

広告の売り方は色々あると思いますが、一つだけ広告が付いて、あとは全部付かないということにならないよう、きちんと全部の維持管理ができるようなやり方になるよう、天王寺区役所さんをお願いしています。

●石川路政課長代理

まだ、具体的にどのような形で広告を募集するのかというところまで決めておられませんので、今後、広告掲出審査会でも検討していくこととなりま

す。

●牧田担当係長

最適な広告の出し方がどのようなものであるのかが分からないので、今後試行錯誤しながら、できるだけ柔軟に対応していきたいと考えています。

●曾和委員

資料集のファイルにある、この取り組みのきっかけになっている国土交通省の通知の話ですが、この取り組みの一番の大きな目的が「地域における公共的な取組みに要する費用への充当」ということになっていて、本文を読んでも地域住民あるいは、地域住民と地方公共団体が一体となって地域の活性化に取り組む時の費用の捻出を、広告の規制緩和によって得られないかということにあると思う。そういう点からみると、この試行期間の申請者のほとんどが大阪府と大阪市内で、地域団体がまだ少ないのではないかという気が一つしています。それから規制緩和の資料の中に「本市の厳しい財政状況のもと、多様な財源確保が求められている」とあり、行政の財源確保の一環という側面が非常に強くなっているのではないかと思います。イベント費用を広告収入で賄うという実施の仕方をされており、それはそれで趣旨からはずれているわけではないものの、もう少し多様な、NPO団体等と自治体とのまちづくりへの協力体制の創出とか、そういう面が、難しいとは思いますが、もう少し追求する必要があると思います。広告の意匠ばかり議論しているが、国土交通省の通知をみると、どうも最初のねらいはその辺にあったのではないかと思います。

●石川路政課長代理

申請者は大阪府とか大阪市内になっていますが、実態は、まちづくりの協議会などが参加していて、イベントの運営そのものは協議会方式でやっており、地元も参加した形でやっています。イベントそのものが地域の活性化につながるものとして、地元からの要望の大きいイベントになっています。

ただ、許可をするほうとしては、申請者が府とか市である方が公共性といった意味で担保できますので、申請者を協議会の一員である府や市にさせていただくようお願いします。ほとんどが協議会方式で運営されていて、地元の方も入っておられるということでは間違いありません。

●牧田担当係長

イベントにこだわりすぎているのではないかということもあると思います。NPOのいろんな活動には、いろんな内容があると思いますので、その辺についても今後、研究していきたいと思います。

●歌委員

この住居表示の案内板に広告する面積などは、これから検討して決めています。

くのですか。案内板の大きさは決まっているが、そこに広告する場合は、極端に言えば半分使うとか、3分の1とか、10分の1とかまだ決めていないのですか。

●石川路政課長代理

まだ十分には決めていませんが、半分となると案内板としての機能がぜんぜん役に立たないと思います。表示の仕方はあると思うのですが、周囲に広告を散らして真ん中に案内を持ってくるとか、どういう表示方法にするのかによって変わりますが、今のところは具体的に何分の何とかの数字は決めていません。

●歌委員

デザインはいろいろできますが、やっぱり面積は決めておかないと、どんな形になったとしても、表示によって地図が小さくなってもいけないし、例えば箱の中の10分の1とか決めておいた方がよいと思う。

●石川路政課長代理

今後、審査会の中で案をいただきながら決めていきたいと思っています。

●舟橋会長

先ほどの説明で資料5の下から3、4段目に「本来目的を阻害しない大きさ」という表現はありますけれども、配置については特段決めてはいないということで、これから具体例が上がった時に審査会で議論されて、これはちょっとやりすぎではないかということになって、事例が積み重なっていくことでしょうか。今、3分の1がいいとか10分の1以下にしろとかいうことは決めにくいのでしょうか。これはある種の商取引的なところがあって、敵がのってこななければいけませんので、ある種、交渉ごとになるということもあります。

●石川路政課長代理

あまりガチガチに決めてしまうと融通が利かなくなってしまうので、提案をいただいた上で検討していきたいと思っています。

●大野委員

大阪市では区長を公募していますが、市全体で決めたとしても、各区の自由度というか、例えば区によっては、広報に重点をおくとか、広告に重点をおくとかに分れますし、また、価値のある場所の区とそうではない区に分けられます。全体の制約をかけても区長の意向によって変わってくると思いますが、その辺はどうなるのでしょうか。

●石川路政課長代理

あくまでも道路上での掲出になりますので、交通障害にならないように配慮して、一定の基準を作った上で、それを守っていただかないといけないと

思います。その点は交通管理者さんや区役所も同じ考えであると思います。

●舟橋会長

まち全体が分かりやすくなると、本来案内板はいらないんですね。今、大阪のまちだけでなく日本のまちは、街区表示を採っている関係で、初めて来た人にとっては分かりにくいんです。何丁目何番何号ということだけでは分からないので、なかなか探し当てられないんです。ヨーロッパのまちのようにストリートに名前があって、それに番号が振ってあるという仕組みではありません。本当は、住居表示そのものの仕組みの問題が元にあって、それゆえに案内板がまちの中に出てこざるを得ないということがあります。しかし、一朝一夕にこの仕組みは変えられませんので、わかりにくいまちの構造をそのままにしておいて、その上で、広告をおんぶしていくということでありますので、個人的には好ましい方向ではないと思います。ただ、案内板を維持管理できなくて、ペンキがはがれていく、枠がいがんでくるのにどうしょうもないというのも困りますから、広告を出すことによって維持管理が適正にできるのなら、それもいいかなと思います。そもそも案内板がまちの中になぜあるのかということが、ことの発端ではないかと思います。

●舟橋会長

他にご質問がなければ、いったん次に移らせていただきます。最初の資料の4枚目の「社会実験後の方向性」について、ご説明をお願いします。

●石川路政課長代理

今後の方針の事務局案として、5の(1)にまとめました。社会実験を2年間実施し、規制緩和の検証が問題なくできたと思っていますので、今後、本格実施に向けて3点まとめています。1つ目が、屋外広告物条例の改正を含めた必要な制度改正を行う。2つ目が、本格実施後も広告掲出審査会による事前協議を実施することとし、本市施設の維持管理費用や本市事業の費用へ充当するものについても検討する。3つ目が、本格実施までの間は引き続き社会実験として規制緩和を続ける。以上3点を踏まえて本格実施をしていきたいと思います。

(2)に、今後の手続き等ということで、本格実施に向けた想定スケジュールを示しています。本日の審議会でご審議いただいた後、条例等改正案の作成、パブリックコメントの実施、その後、審議会を開催させていただき、パブリックコメントの結果及び条例改正案を報告し、条例改正案を市議会に上程して、平成24年度中の本格実施を目指して取り組んでいく予定です。

●舟橋会長

今までの約2年間の社会実験の経過を踏まえて、今後本格的にということ、必要な条例等の改正もにらんだ予定もご説明いただきました。これは、

今日の審議会が一番大きな課題であり、もうやめてしまえという意見もあるかもしれませんが、逆にもっとやりやすくすればどうかという意見もあるかもしれませんが、この点が一番の大きな課題かもしれません。

資料3のアンケート調査結果に戻りますが、今までのところ、概ね良好な反応があったということですね。アンケートごとに回答者数にずいぶんバラツキもありますし、なかなか定量的に評価することは難しいのですが、それほど否定的ではないという感じで、良いという意見もかなりありますし、その辺も含めてたぶん、今ご説明のあったような、今後本格的に実施していこうという方向へのお考えになったのではないかと思います。

今後の方針案のところで、今後本格実施するということを打ち出されて、3点ばかり、制度改正を行うとか、事前協議制は続けるとか、条例ができるまでの間は引き続き今までどおりの方式で続けていくということです。

どうぞご遠慮なくご意見をいただきたいと思います。

●舟橋会長

慎重に2年間やっていただきまして、アンケートも取っていただきましたし、概ね良好であると思います。しかし御堂筋、道頓堀しか広告が付かないというのちょっと残念な感じがします。なぜ、堺筋とか四ツ橋はないのか不思議な感じもします。広告を出す側からすると通行量が桁違いであるとか色々あるのでしょうし、広告効果が期待できないということもあるのでしょう。広告料を安くしてもダメなものはダメなのではないでしょうか。そういう世界なのではないでしょうか。

●石川路政課長代理

あまり安売りをしたくないようです。

●舟橋会長

大阪といえば、御堂筋のイメージの高さがありますから、他では格が落ちるということがあると思います。ですから都市の品格をもっとアップしていく必要があると思います。広告を出される方が、ここなら広告を出したいと思うようにするために、まちづくり全般の努力をすれば、もっとスポンサーも増えるのではないかと思います。

●悦委員

大阪市屋外広告物条例の改正を含めた必要な制度改正とあるが、資料5でいうとどの部分になるのか。

●石川路政課長代理

具体的に大阪市屋外広告物条例の中では、道路照明灯や官公署は広告を掲出してはいけない禁止地域とか禁止物件になっております。今は公共的なイベントとセットということで決裁を取って社会実験を行っていますが、本格実施となると、それなりに条例の方をきちっと改正して、掲出できるように

したいと考えています。資料5のアとウは条例を改正しないといけないものとなります。

●牧田担当係長

具体的な改正手法につきましては、今は禁止地域・物件となっておりますが、一定の条件のもとであれば、それを適用除外するというような形を考えております。具体的にどのような文言を用いて改正案をつくるのかは、今後検討していくこととなります。

●橋本路政課長

お手元の資料集の大阪市屋外広告物条例の禁止地域・物件の条項において、官公署、街灯柱が禁止ということで定められております。社会実験中は解釈により適用除外として運用してきましたが、それをもう少し正式に位置付けることがいいのかなと思っております。色々やり方はあるかと思いますが、禁止から外してしまうというのも一つのやり方ですけれども、禁止の趣旨は依然残っていると思いますので、こういった公的な取り組みのための費用に充当するものについては適用除外するという発想の方が、今はいいのかなと思っております。今後、案を詰めたうえでご報告させていただきます。

●舟橋会長

但し書きをつけるとか、色々なテクニックはあるでしょうが、条例改正になるということです。

●木多委員

今年度の学生の卒業論文で、昨年度の社会実験の内容を使わせていただきました。御堂筋に昨年度に掲出されていたものについてアンケート調査を行い、どういう印象をもっているのかという印象評価を尋ねたところ、男女差、年齢差も出るんですけれども、御堂筋の訪問頻度、普段どういう手段で御堂筋を通っているのかを調べたところ、割と大きな評価の差がでました。また、歩行者が見るのと、車の交通量がすごい多いと思うのですが、車から見ると、自転車、バイクから見ると差がかなり出ました。

それから、同じバナーをシミュレーションで東西方向の道に置いた場合どうなるのか、本町と北新地でやりました。本町については、こちらの方がバナーが生きてきて、見やすいという評価が上がってきました。北新地の場合には、そもそも学生に説明した際に、他の広告物と混じってしまい、学生が何が違うのかが分かっていなくて、どこをみていいのか最初は分からなくて、理解してもらうのに手間がかかりました。

広告効果を上げるとか、これからお客さんをもっと付けるとかいった話や、収支を合わせると言った話を、本気でもし考えたとしたら、今出てきた案内板の話ですが、私は前向きに捉えているところがあります。地図なので、住

民の方ではなくて、旅行者の人とかに向けて、特に北区の梅田の辺りとか、非常に見る頻度の高い所にポイントがあると思います。そこにすごく上手に何か、地図も含めてデザインが、すごく見やすく魅力的なものになったりしたら、他の広告に負けないものになってくるのではないかと、その辺はこれからの展開としてつながっていけばと考えています。

●舟橋会長

木多委員の指導されている学生さんが、御堂筋等のバナー広告について、かなり綿密な卒業研究をなさったそうでして、成果は事務局にも提出されているそうですので、十分にご検討いただきますようお願いいたします。今おっしゃいましたように、バナーが出たときには現場に足を運んだんですけれども、ついでに言いますと、いろんな事情があるんでしょうけれども、バナー広告の密度が薄いんですよ。多分もっとビシーッと稲荷神社の鳥居とまでは言いませんが、密度が薄すぎて、今おっしゃいましたように「何、広告はどこにあるの？」という感じで、知っている人間が行ってもそんな印象ですから、まして何も知らない一般の方は、そんな広告が今なされているということ自体もあんまり気がつかないのではないだろうかという印象を持ちました。これは、いろんな道路管理上の問題もありますので、そもそもポールが無いところには吊れませんから、やむを得ない面もありますが、ちょっと工夫をして、出す以上は、もう少し密度を上げないといけないという印象を持ちました。

これは余談ついでですが、大阪の梅田地下街が分かりにくいとよく言われますけれども、それはそもそも路線形が複雑すぎるということもありますが、公共の交通案内が民間の広告に埋もれているんですよね。民間広告を全部取ったら非常に分かりやすくなると思うんですよね。そうすると広告業界の方とか市の交通局の方とかが、「あれはあれで」と言うのは解るんですけれども、しかし、分かりやすさという面で言うと、あの地下街の民間の広告が阻害しているということは間違いありません。今、木多委員がおっしゃったのは、広告を出すからには、よほどいいデザインにして、特にこの住居表示案内板は、住居表示の機能と広告としての機能の、両方の機能を調和させるという新たな工夫をすべきであるという趣旨であったと思います。

●木多委員

一つ言い忘れていましたが、交通手段とバナーの関係というものがきっとあるのだろうと思って、「横道の方が自転車とか歩行者が多いので、意外とそういう人をターゲットにしたバナーがいけるんですよ」みたいなアピールもできるんじゃないかなと思います。

●舟橋会長

他にご質問・ご意見等はありませんでしょうか。なければ、説明資料の4ページの5までの内容について、取りまとめたいと思いますが、ご説明のあった「今後本格実施する」ということについて、特段ご異議ありませんでしょうか。制度の改正等いろんな問題はあるかと思いますが、よろしゅうございますか。  
(異議なし)

●舟橋会長

それでは、このことは当審議会の結論的な部分になると思いますので、それを取りまとめて市長の方に意見を申し上げるという運びになりますので、原案を配付いたします。

(事務局から原案を委員へ配付)

●舟橋会長

お目通しいただきましたでしょうか。表現について、何かご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

●舟橋会長

なければ、こういう意見として市長に提出するということにいたしたいと思います。日付は、本日3月19日ということで入れさせていただきます。

それでは次に、資料6の「その他の規制緩和等」について、事務局の方から説明をお願いします。

●石川路政課長代理

資料の4ページの6「その他の規制緩和等」について、4点の条例及び規則改正案を説明します。前回審議会でも改正したいということで説明していましたが、改めて説明させていただきます。

1つ目が、(1) 禁止地域における自家用広告物の取扱いについてですが、現状では自家用広告物、いわゆる自己名称の表示であっても7㎡を超えるものは掲出できないことになっています。資料6に条例で定めている禁止地域一覧があります。これらの施設については、体育館や学校の名称でも7㎡を超えると掲出できませんが、施設・建物が大型化しているので、実情に合わせて改正したいと思います。

次に5ページ目の(2) 人・動物に表示される広告物の取扱いは、国の標準条例では適用除外となっています。大阪市の条例では何も記載しておりませんので、人が着ているTシャツの文字や動くサンドイッチマンや動物などの取扱いがグレーとなっていますので、適用除外を明記することで、国と同様の取扱いとし、許可がいらぬものにしたいと思います。

3点目が、(3) 電柱巻きつけ広告の地上高の取扱いについて、一昨年に広告物の位置を下げる改正をしましたが、大阪府の基準が改正されることから、府

下で統一した取扱いをするために、改正したいと思います。資料7に住宅地域での設置例、デザイン案を例示しています。具体的に取り付けると、このような形になります。大阪府でも基準の改正にあたって、避難場所の位置であるとか、海拔表示について、1.2mであれば表示できるということを考慮して、下げたということになっています。

それから、(4) その他について、実情に合わせた許可基準とするため、削除したいと思っている項目です。許可基準の中に「他の広告塔または広告板と集合して設置する場合は、上下2段を超えないこと」となっていますが、今の大阪市の取扱いにあっていませんし、同じ敷地にいくつも広告塔や広告板を出すよりもまとめる方が景観上もよいことから、この項目そのものを削除したいと思っています。

以上、4点についての改正を検討しております。

●舟橋会長

これは、審議会において、これで良いとか悪いとかを議論するのですか。それとも、もうどこかで決めたことでしょうか。

●石川路政課長代理

前回審議会の中でも上げさせていただいており、特に反対意見はなかったのですが、条例改正そのものが、まだできておりませんので、再度説明をさせていただきました。(3)の電柱巻付広告の地上高の取扱いについては、一昨年に下げたものよりも、下げた形での取扱いになりますが、大阪府さんと合わせたいと考えております。

●舟橋会長

それでは、4項目ありますが、順番にいけますが、まず(1)自家用広告物について、これは説明のようにある種厳しいというか、7㎡という限界がありますので、これを撤廃したいということですね。自家用のものについては、もう少し大きくなってもかまわないということですね。禁止されている地域というのは資料の6にあります。大阪市では火葬場は禁止になっていないんですね。自家用のものについては、もう少し緩めるという方向でいこうということですね。この件について、ご意見・ご質問はありますか。

(意見・質問なし)

●舟橋会長

次に、(2)は最後のページですが、人、動物ですね。これは前も話題になっていたんですが、Tシャツに何か書いて動き回ること、サンドイッチマンが持っているもの、それから動物にこの頃、服を着せる人が多いですから、そういったことについては、適用除外にするということですね。国の方でもそうしているそうですから、はっきりさせていきたいということですが、よ

ろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

●舟橋会長

1つ飛びまして、(4)のその他ですけれども、これはなぜか知りませんが、上下2段を超えないようにせよという規定があるそうですけれども、実務上は容認しておられるようでして、敷地内でバラバラ付けられるよりは、1つにまとめてもらった方が2段になっても、3段になってもいいのではないかという考えで、今は運用されているそうなので、そのようにはっきりさせようということだそうです。

(意見・質問なし)

●舟橋会長

(3)に戻りますが、電柱巻付広告の地上高の取扱いについては、資料も付けていただいておりますが、関西電柱広告連合会の山崎委員と大阪府さんから補足の説明をいただくことになっております。

●山崎委員（関西電柱広告連合会）

関西電柱広告連合会の事務局長をいたしております山崎と申します。この件につきまして、少し背景等をご説明させていただきます。

電柱広告をご存じのとおり、誘導案内を目的とした広告でございます。公道上に設置しているということで、地域景観との調和を図るということはもちろん、巻付広告につきましては、住居表示といったものを付けまして、地域の役に立つような形で、広告として利用いただくということになっております。資料7の裏の下側にあるように住居表示を付けております。

また、昨年4月に、もっと便利にご利用いただけるように、電柱広告にQRコードを付けております。先ほどのデザイン案の町名の横に付いています。こういったもので誘導案内としての効果をより高めていこうとしています。また、QRコードから自治体の携帯サイトにもつながるようにもしています。例えば、大阪市の携帯サイトにつながって、色んなニュースや危機管理に関する情報といったものを、そこから読むことができます。電柱広告から地域の情報を簡単に入手できるといった機能改善も図ったところです。

さらに、昨年、東日本大震災以降、防災に関する地域の要請が一段と高まっておりますので、これにご協力できればということで、海拔表示でありますとか、避難場所を表示したもの、我々は公共電柱広告と呼んでいますが、これらの設置の検討を進めています。ちなみに和歌山県では、海拔表示について設置例もでています。ということで、電柱広告についても前向きに変わっております。

一方で電柱管理者であります関西電力さんにも、地域貢献をやっていきたい

という趣旨を酌んでいただきまして、電柱巻付広告の取付位置については、車避表示板、電柱についている黄色と黒の表示板ですが、これが設置されていない場合は、取付位置を引き下げてもいいとの了解もいただいております。

我々としては、できる限り歩行者からの目線に近い位置にこういった広告物を掲示できるように、ご配慮いただきたいという趣旨でございます。

●佐野委員（有田課長補佐）

山崎委員の方から背景の説明がありましたが、昨年の夏頃に業界の方から要望がありまして、我々としてしましては、屋外広告物審議会に諮問して検討いたしました。検討の内容としては、広告の表示内容はもとより、景観上どうなのかということを検討しました。地上高 1.2m から 1.9m のものについて、資料の写真をもとに検討いたしましたが、審議会委員からは下部にある方がスッキリ見えるし、景観上よいのではないかとの意見がございましたので、そういう点も考慮して、1.2m 以上ということにさせていただきました。

ちなみに全国的に見ても、国のモデル条例が 1.2m 以上であることから、半分くらいの都道府県が 1.2m を採用しているということで、大阪府としても 1.2m 以上とするということで、この 4 月 1 日に規則改正を現在準備中でございます。

●舟橋会長

資料 7 の表側に写真がたくさん並んでいますが、1.2m から 1.9m まで 10 cm きざみでシミュレーションをしていただいております。1.9m というのは現在の規定ですね。それ以前は 2.3m でかなり高かったんですけど、だんだん下がってきて、今 1.2m まで、いや、これからそうしようかということですが、もう大阪府ではそのようにお決めになったということですが、看板の長さ自身は 1.5m 以内というのは現行通りですか。

●石川路政課長代理

はい、そうです。

●舟橋会長

わかりました。掲出する高さを下げてもよいということで、下げなければいけないということでもないんですね。1.2m 以上ならよいということです。

いわゆる巻き付けてある看板ですので、人がぶつかってどうこうという心配はもちろんないわけで、突出したものではございません。逆に、いたずらされやすいとか、落書きされやすいとか、それはそれでやむを得ない面もありますが、それほど頻繁には起きないだろうということでしょう。

資料 7 の裏に付けている公共的な案内ですね。町名、QR コード、避難場所が付くということも合わせて、充実していかれると思いますので、見やすい位置に設置した方がよいだろうと思います。広告を下にして海拔表示を上

にするデザインもないことはないでしょうが、やっぱり逆だろうということで、看板の下部に公共広告が表示されることになると思います。そういうことで、大阪府さんとも歩調を合わせて、規則を変えようかなということでございます。このことについて、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

●舟橋会長

それでは、資料の6のその他の規制緩和等については、4項目ありましたが、これらはすべて了承とするということで終わりたいと思います。

引き続き、一般事務報告について、事務局から説明願います。

●橋本路政課長

それでは、一般事務報告について事務局から説明させていただきます。

●牧田担当係長

(資料に基づき説明)

●櫻井担当係長

(資料に基づき説明)

●舟橋会長

一般事務報告について、ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

●舟橋会長

私から、ちょっと質問ですが、違反広告を出している方は、確信犯で分かってやっておられるのでしょうか。それとも知らなかったということなのでしょう。いちいち調べていないかもしれませんが、感覚的にはどうでしょうか。

●斉藤路上違反物件担当課長

日々、工営所が現場指導に入ったりしていますが、実際は違反であるということを知っておられるんですけども、自分の店や家の前に出すことについて、他も出しているからちょっと位いいのではないかということになっています。ただし、道路上でするのでダメですよということは、ご説明させていただいておりますが、通行に支障のない程度ならいいのではないかという感覚をお持ちの方が多いです。

●舟橋会長

いかにも大阪的ですが、地域社会のありようとして、どっちがどうだというのは、非常に難しいところですね。

●梅原委員

「かたづけ・たい」についてですが、10年以上、私どもは天満橋駅の交差点付近をさせていただいておりますが、最近は違反のはり紙、ヤミ金とか薬

関係とかが、ほとんどない状態です。毎月行かせてもらっているのですが、まちのゴミ拾いの方が優先的になってしまっていて、地域的にローテーションとかで変えられる方法がありますか。

●齊藤路上違反物件担当課長

「かたづけ・たい」は、平成 14 年の 10 月に発足して、この時に約 5,000 名の方に参加していただくことを目標として取り組んできましたが、現在、ほぼそれに近い数の方に登録していただいています。日々、貼ってあるのを見つけたら、すぐにとるということを繰り返していただいている結果といたしまして、「かたづけ・たい」に撤去していただいている枚数も当初の 4 分の 1 程度になっております。お話にもありましたが、違反広告そのものも余り出てきていない状況なのですが、それぞれのお住まいの地域で活動していただいておりますので、今、モチベーションを維持することを目的に、団体さん同士の意見交換会を開催させていただいています。他の団体の活動を知ることにより、自分たちのまちに活かしていただけるよう取り組んでおりますので、大阪市としましては、引き続き 5,000 名近くの方に参加していただくということと、情報交換する場を引き続きもっていくことで、皆さんに引き続き活動を続けていっていただきたいと考えています。

日々やっていただくことをやめてしまえば、途端にまた出てくるということを地域の方も言うておられます。3 月の初めに住吉区と住之江区の地域の方との意見交換をさせていただきましたが、建売住宅が建てられるとその周辺のある程度広い範囲に広告が貼られるらしいです。それを見つけたらすぐにとると、ほとんど貼られなくなるそうです。そのような形の取り組みを今後していきたいと考えております。

●舟橋会長

出す人がむなしく思えばいいのですが。出した途端に取られてしまうのが繰り返えされ、バカバカしいという気分になれば、ありがたいということでしょうね。

しかし、これは貴重な努力で、こういう活動は他のまちでもやっているのでしょうか。

●齊藤路上違反物件担当課長

他でこのような形で取り組まれているところは余り聞かないです。

●舟橋会長

それでは、本日承ることはすべて終わったということになりますが、全般的に何かご意見等はありませんでしょうか。

●細田委員

住居表示町名街区案内板には、地域に密着した広告が並んでいるといいの

ではないかと思います。御堂筋の一時的なバナー広告と違い同じ広告が固定してしまいますので、一時的な広告も掲出できれば、もっとまちと密着するのではないかと思います。先ほどの違反広告物の話にもあるように、一時的な宣伝のために違反して貼ってしまうということになると思うんです。地域に密着した一時的な広告のための手法みたいなものがあると、もう少しうまく回るのではないかと思います。

●舟橋会長

今後、具体的に協議されるときに参考にしていただければと思います。

他になければ、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

最後に事務局の方からお願いいたします。

●橋本路政課長

本日は、ご熱心なご議論をいただきありがとうございます。

今後は、取りまとめていただきましたご意見を踏まえまして、必要な制度改正を進めてまいりたいと思います。また、制度改正の案や枠組みが決まりましたら、審議会にご報告もし、ご意見をいただいてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様方の任期が2年ということで、この3月で満了となっております。学識経験者の方で就任2年目の方、業界団体の方、行政機関の方については、再任をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また個別にお願いにあがりたいと考えております。

先ほどの区長の権限強化というお話についてですが、府市の枠組みについて、現在議論がされておりますし、個々の業務につきましても今の形がいいのか、効果的な業務の進め方ができないのかなど、色々検討していくことになると思われます。大阪府さんとも色々勉強会もさせていただきたいと思っておりますし、またご相談もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。